

第7節 生活保護

1 生活保護制度について

生活保護制度は、国が、生活に困窮している世帯に対し、その困窮の程度に応じた必要な援助を行うことにより、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

生活保護に関する相談や申請は、各区の保健福祉センター社会援護課（中央区及び若葉区においては、社会援護第一課及び社会援護第二課）で受け付けています。

生活保護の要否及び程度については、保健福祉センター社会援護課（中央区及び若葉区においては、社会援護第一課及び社会援護第二課）の調査に基づいて、その世帯が利用しうる資産、能力、その他あらゆるものを考慮したうえで、その世帯の全収入と国が定めた基準とを対比して決定します。

生活保護には、生活扶助・教育扶助・住宅扶助・医療扶助・介護扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助の8種類があり、生活状態に応じた必要な援助を行います。

また、民生委員・児童委員は、保健福祉センターの協力機関として生活保護の相談等にあたります。

[問い合わせ先 各保健福祉センター社会援護課

(中央区及び若葉区においては、社会援護第一課及び社会援護第二課)]

2 生活保護世帯に対する減免制度

生活保護世帯に対して、下記の公共料金の減免制度があります。

- (1) 市民税・県民税・固定資産税の免除
- (2) 国民年金保険料の免除
- (3) 水道料金の減免
- (4) 公共下水道使用料の減免
- (5) 農業集落排水処理施設使用料の免除
- (6) 保育料の免除
- (7) NHK放送受信料の免除

これらの減免を受けるためには、申請が必要です。また、申請には千葉市長の証明が必要なものもありますので、申請の際は、社会援護課に相談してください。

[問い合わせ先 各保健福祉センター社会援護課

(中央区及び若葉区においては、社会援護第一課及び社会援護第二課)]

3 生活保護関係施設

(1) 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために、独立して日常生活ができない要保護者を入所させ、生活扶助を行う施設です。

[問い合わせ先 各保健福祉センター社会援護課

(中央区及び若葉区においては、社会援護第一課及び社会援護第二課)]